

第11次武蔵野市交通安全計画（素案）に関する意見及びこれに対する見解

1 意見募集の期間

令和3年6月1日（火）から同月22日（火）まで

2 意見の提出状況

9件（提出者3名）

3 意見及びこれに対する見解

(1) 計画の目標について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
1	<p>「第1部第1章1-3計画の位置づけ」では「東京都交通安全計画」に基づき、武蔵野市の上位・関連計画（第六期長期計画・都市計画マスタープラン等）との整合を図る。かつ「第1部第1章1-4計画の期間」は、令和3年度から令和7年度までと期限を公約している。計画の目標とは一定期間後の到達点を指すものと認識しているが、本計画（素案）は「目指します」「推進します」だらけで、期限をきって段階的に何をどこまでするのか一つも書かれていない。</p>	<p>本計画（素案）では、計画の目標として、「①年間の交通事故死者数をゼロにします」、「②年間の交通事故負傷者数の減少を目指します」、「③自転車関与交通事故件数の減少を目指します」の3つを設定しています。計画期間中の交通事故死者数をゼロにするとともに、現行の第10次計画の計画期間中に対し交通事故負傷者数及び自転車関与事故件数を減少させることを目標としています。</p> <p>本計画（素案）の記載につきまして、交通安全対策基本法に基づき、計画期間中に進めるべき施策の大綱等について記載しているため、「推進します」等の用語を使用しています。各施策の進捗管理については、地域が抱える課題や状況、方策、規模等が異なるため、関連する各個別計画で行うこととしています。</p> <p>（29頁 第11次武蔵野市交通安全計画の目標 他）</p>

(2) 武蔵野3・4・11号女子大通り線について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
2	<p>「第1部第1章1-2計画の基本理念」に3つの理念を示している。「第1部第1章1-3計画の位置づけ」に</p>	<p>武蔵野3・4・11号女子大通り線は、計画幅員が16メートルの都市計画道路です。本路線は、「東京における都市計画</p>

	<p>において、本計画は、武蔵野市の上位・関連計画（第六期長期計画、都市計画マスタープラン等）との整合を図っています、とあるが、上記理念を実現するにあたり、女子大通りの16m拡幅は障害こそなれ、全く地域への貢献度の無い必要性・緊急性のない計画である。</p>	<p>道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月、東京都・特別区・26市2町）において、将来都市計画道路ネットワークの検証による必要性が確認され、地域の安全性向上等に寄与する広域的な路線として、令和7年度までに、優先的に整備すべき路線に選定されています。拡幅整備に向けては、今後、必要な調査等を行い、適切に取り組んでいきます。</p> <p>武蔵野市第六期長期計画において「女子大通りについては歩道が狭く、自転車走行空間も設けられていないため、車いすやベビーカーの利用者、児童生徒等の歩行者や自転車利用者など、誰もが安全・安心に通行できるように拡幅する必要がある。また、一般延焼遮断帯や緊急輸送道路としても位置付けられており、拡幅により防災性の向上が図られることから、東京都へ事業化を要請する。事業に際し影響を受ける沿道の市民には、今後も話し合いを行うとともに、生活再建に配慮した丁寧な対応を東京都にも求めていく。」となっており、女子大通りは歩道が狭く、自転車走行空間も設けられていないため、誰もが安全・安心に通行できるように都市計画幅員どおりに拡幅する必要があると捉えています。</p> <p>（40頁 (2)道路の整備（都市計画道路等） (ア)市・都の施行する都市計画道路他）</p>
3	<p>「第2部第1章1-1安全安心な生活道路の構築」について、女子大通りは東京都の一般都道に位置づけられ、幹線道路ではない。一般都道に相応しい道路建設ガイドラインがあり、それによれば16mの幅員、3.5mの歩道は必要ないとある。また、東京都の歩道の</p>	<p>通番2のとおり。</p>

	基本方針は平坦で、段差のある歩道は姿を消しつつある。現状の歩道は沿線住民達も不満を持っており、先ず段差、電柱等、歩行空間の整備は、16m 拡幅計画さえ廃案になれば先に進めることが可能である。	
4	「第2部講じようとする施策」に「目標無き施策」が縷々書かれているが、市民が行政を信じられるよう、期間を限っても可能な事業などがたくさん見受けられる。その中の最重要項目に、都市計画道路の優先整備路線に決定した武蔵野3・4・11号線（女子大通り）の拡幅計画がある。女子大通りは青梅街道、五日市街道を結ぶ幹線道路である。この主要道路が「第1部第2章交通事故等の現状と課題」のデータでは、交通事故発生件数が女子大通りだけが増加している（令和元年と令和2年の比較）。自転車の交通事故発生位置でも女子大通りがランキング入りしている。事故発生を無くすためには、何人も拡幅の必要性は解っているはずである。女子大通りでの交通事故や歩道の不便を実体験した者からみれば、「第1部第4章重視すべき視点」には「施策の方向性」に道路等における交通安全の確保とあり、歩行空間の確保、30km/hのゾーン対策と有るが、最速で拡幅整備を進めてもらいたい。	通番2のとおり。

(3) 自転車利用時のヘルメット着用について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
5	「第1部第4章重視すべき視点」のうち「高齢者の安全」について、自転車利用時のヘルメットの着用のすすめを行うべきである（義務化は難しそう	自転車乗車中の交通事故による死者の7割は頭部損傷が原因（令和2年中、警視庁管内）となっていることから、ご意見も参考にして、高齢者を含めすべての

	<p>なので)。高齢者用のヘルメットの紹介・あっせん、あるいは補助金によって、着用率向上を期待する。</p>	<p>自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用を促進します。</p> <p>(51頁 (5)自転車利用者に対する交通安全教育 他)</p>
--	--	--

(4) 学校周辺の路面表示について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
6	<p>「第1部第4章重視すべき視点」のうち「子どもの安全」について、小中学校周辺400mの範囲位を重点的に、路面表示「横断歩道のゼブラと予告のダイヤモンドマーク」の塗装剥がれで見えづらくなっている箇所を、至急に補修する。一時停止の徹底のために、同じく路面表示「一時停止」の赤色表示を行う。現地の情報は、PTA、学校からや、市内を毎日走っているホワイトイーグル等からたやすく得られる。</p>	<p>これまでも、市民やPTA、ホワイトイーグル等様々な方からの通報や関係課による道路パトロール等により、経年劣化した路側線、交差点表示・点滅鋏等の改修を進め、生活道路における交通事故防止対策を推進しています。また、生活道路における歩行者及び自転車利用者を当事者とする交通事故を防止するため、関係機関が連携しながらガードレール等の設置やカラー舗装の整備を行う等、地域の実情に配慮し、歩行者及び自転車利用者の視点に立った各種交通事故防止対策を推進します。</p> <p>武蔵野警察署、道路管理者、教育委員会、学校関係者、PTA等が更なる連携強化を図り、防犯・防災対策も含めた通学路の安全点検を実施し、路面表示の補修を含め、ご意見も参考にして、地域の実情に即した交通安全対策を行います。</p> <p>(39頁 (2)生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進 他)</p>

(5) 歩行者優先について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
7	<p>「第1部第4章重視すべき視点」について、「自転車・自動車」の歩行者優先意識の徹底をするべきである。自転車が問題。特に横断歩道や通学路において徹底すべきである。朝の通学時、午後の帰宅時を重点的にパトロールする。</p>	<p>横断歩行者の安全を確保するため、あらゆる機会を通じて、運転者に対して横断歩道手前の減速義務や横断歩道における歩行者優先等の交通ルールについて、再徹底を図るための交通安全教育を推進します。また、市民も計画の担い手として、行政等と一緒に交通安全につ</p>

		<p>いて考え、行動し、地域での取組みについてご協力をいただきながら進めていきます。</p> <p>(51頁 (4)横断歩行者の安全確保に関する教育 他)</p>
--	--	---

(6) 速度規制について

通番	意見の要旨	意見に対する見解
8	<p>「第1部第4章重視すべき視点」について、「ゾーン30」の一部見直しをすべきである。住宅地内の狭い道路は、20k制限にしないと、恐怖を感じる。</p>	<p>ゾーン30は、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とし、区域（ゾーン）を時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、必要に応じてカラー舗装の整備等安全対策を組み合わせ、自動車の走行速度や通り抜けを抑制します。自動車の運転者は、ゾーン内の全ての道路を時速30キロメートルで走行してよいという意味ではなく、歩行者の側方を通過するときや交差点では、一時停止や徐行しなければならない遵守事項が道路交通法に定められています。ゾーンの入口には、ゾーン30を示すマーク（背板）が設置され、歩行者にやさしい区域であることを啓発しています。</p> <p>(39頁 (2)生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進 他)</p>

(7) その他

通番	意見の要旨	意見に対する見解
9	<p>概ね本計画（素案）に賛成する。</p> <p>交通安全だけでなく行政全体に関することであるが、1点提案する。市役所から地理的に遠い地域もあり、職員が住民の実生活の状況を把握することは不可能であると思う。各地域の問題解決方法として無作為の市政アンケートや地域団体に活動している方たちと情報交換などをする場合がよく見られ</p>	<p>無作為抽出で行う市民意識調査とは別に、市政アンケート調査を全戸配布にて実施しており、市民意識調査と交互に隔年で実施しています。また、各課でも計画等を策定する段階でアンケートを実施しています。市長への手紙、市民と市長のふれあいトーク、ホームページからのお問い合わせなど様々な広聴手段の提供と合わせ、広く市民の皆様からいただく</p>

<p>る。この方たちは地域に関心を持ち地域貢献に熱心でいらっしゃるが、地域住民を代表しているわけではなく、大半の住民の視点と異なる場合が少なくない。そこで、住民にモニター制度を採用してはどうか。すべての行政科目を網羅して日常生活の中での問題や悩みを定点観測し、実際の生活上での公共的な問題を指摘してもらおう。モニターは半年程度の持ち回りで、アンケート用紙に記入又は直接市へ通報する。</p>	<p>ご意見を市政に反映してまいります。</p>
---	--------------------------